

ご説明資料

金融庁

平成27年6月3日

金融庁における「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進のための取組み

- 金融庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、活用促進のための取組みを実施。

これまでとった対策

- ① 金融機関に対し、所要の態勢整備に取り組むよう要請（25年12月）
- ② 中小企業庁と連携して、全国各地で金融機関、中小企業団体等に対して説明会を実施（26年1月～2月）
- ③ 監督指針・金融検査マニュアルを改正し、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記（26年2月）
- ④ 広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表（26年6月、26年12月（追加））
- ⑤ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定（26年10月）
- ⑥ 金融機関に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用に努めること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むよう要請（27年3月）
- ⑦ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（27年3月）

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

平成26年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年6月に公表。同年12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待

< 掲載事例（35事例（26年12月改訂後）） >

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

既存の保証契約の適切な見直し（7事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

適切な保証金額の設定（4事例）

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

保証債務の整理（5事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 等

中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に関する要請文(平成27年3月2日付要請)

平成27年3月2日
金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現することが重要です。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

(以 上)